

京都市告示第620号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）
第51条の19第1項及び第51条の20第1項の規定により、次のとおり法第51条の
14第1項に規定する指定一般相談支援事業者及び法第51条の17第1項第1号に規定
する指定特定相談支援事業者を指定しました。

令和3年3月15日

京都市長 門川 大作

1 申請者

合同会社いろどり（代表社員 片岡 亮介）

2 申請者の主たる事務所の所在地

京都市伏見区桃山井伊掃部西町23-7 forbitezza 丹波橋105号室

3 事業所の名称

ソーシャルワーク事務所 つむぐ

4 事業所の所在地

京都市伏見区桃山井伊掃部西町23-7 forbitezza 丹波橋105号室

5 指定する事業の種類

計画相談支援，地域移行支援，地域定着支援

6 指定年月日

令和3年3月6日

7 事業所番号

2630982409

(保健福祉局障害保健福祉推進室)